**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福井県敦賀市山八二号一番地三、最後の住所福井県敦賀市山八二号一番地の三（公文名）　被相続人　亡　刀根　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号

相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市中区栄二丁目一〇〇三番地、最後の住所愛知県名古屋市千種区南明町三丁目四番地　被相続人　亡　海部　明英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

愛知県名古屋市東区泉一丁目一番三一号吉泉ビル五階中島総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中島　健一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市栄三丁目二七番、最後の住所愛知県名古屋市栄一丁目二五番二四号ファミリアーレ白川公園七〇一号　被相続人　亡　鶴見　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二五号丸の内ＳＴビル六階弁護士法人名古屋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉浦　恵一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府亀岡市下矢田町三丁目一四七番地、最後の住所京都府亀岡市河原町一一八番地八〇六号　被相続人　亡　矢田　耕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　拾井　美香

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県丹波市市島町喜多八三九番地、最後の住所兵庫県丹波市市島町岩戸五二五番地　被相続人　亡　**西**山　公夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所京都府福知山市駅前町三二二番地三右衛門ビル二階

相続財産管理人　司法書士　井上　利博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市兵庫区中道通五丁目二番地、最後の住所大阪府豊中市上野東一丁目五番二一号　被相続人　亡　三木　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

大阪府豊中市末広町二丁目一番四号豊中末広ビル二階二〇三号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県尼崎市元濱町五丁目四九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　浅井ならゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

神戸市中央区楠町二丁目二番六号　クスノキ壱番館二階　大倉山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河端　亨

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県江田島市大柿町大原五九四九番地、最後の住所広島県江田島市大柿町大原五九八一番地　被相続人　亡　八幡美登里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所　広島市中区鉄砲町一番二〇号

相続財産管理人　文田　伸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県阿南市那賀川町赤池一四九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松永　佳史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

徳島県徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　吉田　義則

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県遠賀郡遠賀町浅木三丁目八二八番地、最後の住所福岡市西区小戸四丁目二八番四―一一〇九号　被相続人　亡　太田　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所福岡市博多区美野島一丁目九番一五―九〇二号

相続財産管理人　司法書士　堤　朗子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地全般整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年三月二十二日

一　墳墓等所在地　東京都港区南青山二―七―一三

一　墳墓等の名称　宗教法人玉窓寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　粟田家　真田家　小倉家　山口家　新沼家　渡瀬家　野村家　久保田家

一　改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二―七―一三　宗教法人玉窓寺　住職　真川弘道

**債権申出の公告（第一回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年一月十五日付にて支払い終了となりましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

東京都文京区後楽一丁目四番一四号

マリンクロットジャパン株式会社規約型確定給付企業年金　清算人　宮﨑　新

**旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告**

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称

富士観光企画株式会社

二、住所　東京都北区赤羽西一―六―一

パルロード二　四〇三

三、代表者　代表取締役　秋山富士雄

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都港区虎の門四丁目一番二〇号

一般社団法人全国旅行業協会

平成二十八年三月二十二日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博